

パブリックコメントで頂いたご意見の概要及び回答

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	現状、現場での作業をしてくださる人材が足りないのも事実であることから、一定程度基準を設けたうえで受け入れるのは仕方がないと考えます。	いただいたご意見は今後の検討・立案の参考にさせていただき、関係省庁と連携の上、制度の適正な運用に努めてまいります。
2	産廃業界は安全性・技能要求の高さから分野別基準を設ける理由は理解できます。しかし、給与体系や待遇改善を行えば、国内人材で十分対応可能であり、外国人依存に頼る必要はありません。今後、ブルーカラー分野の価値はAIによるホワイトカラー代替で相対的に上昇し、給与水準は上がる可能性があります。さらに、産廃分野でもロボット技術や自動化が進展しており、人手不足解消に寄与しています。これにより、外国人労働力に依存する必要性はさらに低下します。	特定技能制度は、生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上で、なお人手を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に限定し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるものです。いただいたご意見は今後の検討・立案の参考にさせていただき、関係省庁と連携の上、制度の適正な運用に努めてまいります。
3	外国人労働職種の拡大に伴い、受け入れ事業者の認定条件付けを行うようですが、くれぐれも、労働者に酷い扱いをする様な企業を選ばれない様に、注意を払って頂きたいです。	いただいたご意見は今後の検討・立案の参考にさせていただき、関係省庁と連携の上、制度の適正な運用に努めてまいります。
4	本制度の趣旨である資源循環分野における人手不足への対応については理解できる。廃棄物処理やリサイクルは社会インフラとして不可欠であり、安定的な人材確保は重要である。一方で、本分野において日本人労働者の確保が困難となっている背景には、危険性の高い作業環境、十分とは言えない安全対策、賃金水準や労働条件の問題等、構造的な課題が存在していると考えられる。本制度の運用に当たっては、労働環境の改善と労働者保護の実効性確保を強く求める。	資源循環分野では、労働者保護の観点から、外国人を受け入れる事業者の労働安全衛生の取組状況を協議会において確認し、適正な事業者のみが受け入れられるようにいたします。関係省庁とも連携の上、制度の適正な運用に努めてまいります。
5	特定技能制度の導入には反対です。 人手不足を理由に外国人受け入れを拡大するのは、本質的な解決とは言えません。問題の根本は、低賃金や厳しい労働環境にあり、本来はそこを改善すべきです。外国人労働者の増加は、国内の雇用や賃金に影響を与える可能性もあります。また、制度の目的とは裏腹に、安価な労働力確保に偏る懸念も拭えません。 さらに、言語や文化の違いからトラブルや人権問題が起きやすく、十分な保護が難しい点も課題です。 外国人に頼る前に、まずは国内の働く環境を見直すべきではないでしょうか。	特定技能制度は、生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上で、なお人手を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に限定し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるものです。いただいたご意見は今後の検討・立案の参考にさせていただき、関係省庁と連携の上、引き続き制度の適正な運用に努めてまいります。
6	外国人労働者の受け入れは必要である。しかし現行制度には構造的な課題が多く、制度の穴を塞がないまま分野拡大を行うことは危険である。	いただいたご意見は今後の検討・立案の参考にさせていただき、関係省庁と連携の上、制度の適正な運用に努めてまいります。
7	「必要な協力」はどのような協力を明確にされたい。また、「必要な協力」は任意協力なのか、法律で義務付けられている強制協力なのかを明確にされたい。「必要な協力」が任意の行政指導であれば、「必要な協力」を行わないだけで本邦の公私の機関が基準に満たせず契約できないことは不利益な取扱いといわなければならない（「行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」（行政手続法第32条2項））。 また、分野別協議会による認証を受ける要件について、分野別協議会が恣意的に審査基準を定めることができるのではないか。	「必要な協力」とは、例えば協議会として行う調査（優良事例の収集に係る調査、協議会が行う事業者向けのアンケート等）等を想定しております。この協力は、入管法の規定に基づき、適合特定技能雇用契約の適正な履行を確保するために、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が適合しなければならない基準として、必要な調査等に協力することとしていることなどを定めるものであることから、行政手続法第32条第2項に反するものではありません。また協議会による認証の基準については、業界団体等とも調整のうえ設定し、事前に公表いたします。
8	委託を受けた者を対象に含む場合は、まとめて規定すべきではないか。	御意見を踏まえ、修正いたします。

(他に本件とは関係ない御意見が3件ありました。)